

令和7年度

AIを活用した路面損傷検出業務委託

特記仕様書

群馬県

道路管理課

第 1 章 総則

第1条 総則

- (1) この特記仕様書は、群馬県道路管理課が実施するAIを活用した路面損傷検出業務委託（以下、「本業務」という）に適用する。
- (2) 本特記仕様書に明記されていない一般的な事項については、設計業務委託仕様書並びに測量作業標準仕様書（群馬県国土整備部）（以下、「仕様書」という。）に基づくと共に、監督員の指示を受けるものとする。

第2条 履行期間

本業務の履行期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

第3条 その他

本業務を遂行する上で、疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議するものとする。また、受注者は、成果の提出にあたり、その内容を詳細に説明すると共に、不備な点が指摘された場合は速やかにこれを補足するものとする。また業務完了後といえども受注者の責に起因する訂正、補足、その他の措置が生じた場合は、受注者の負担で速やかにこれを行うものとする。

令和8年度群馬県一般会計予算が議決されなかった場合は、本業務について停止等を行うことがある。

第 2 章 業務内容

第4条 業務の目的

本業務は、AI技術を活用して路面の損傷状況を検出することで、群馬県が実施する道路パトロールの効率化を図ることを目的とする。

第5条 業務内容

(1) 概要

本業務は、AI技術を活用して路面の損傷状況を検出する。（以下、「点検」という）

(2) 業務詳細

①解析用データの取得

AIによる解析には、画像または動画データを使用するものとし、その取得方法は問わない。

また、群馬県が別途契約して実施する道路パトロール業務（以下「パトロール業務」という。）に使用する道路パトロールカーへ撮影機器等を設置し、当該デー

タを取得することを認める。

②路面損傷の検出

取得したデータをAI技術により解析し、路面のポットホールを検出するものとする。

対象路線は、群馬県が管理する道路のうち、自転車道、通行不能区間、通行規制中の道路を除いた約3,300kmとする。

なお、一般車両等を活用して画像または動画データを取得し点検を行う場合は、1か月間で延長の9割以上を最低1回点検することを原則とする。

③道路パトロールへの活用

パトロール業務の受注者および土木事務所が検出した損傷データを活用できるよう、パソコンまたはタブレットにより検出結果を容易に確認できる仕組みとする。なお、道路パトロールで活用するにあたり追加機材が必要となる場合は、受注者がこれを用意するものとする。

<参考：パトロール業務の概要>

毎日（土日祝日を除く）でパトロールを実施し、全路線を12台の車両で月4回程度行う。各車両に3名が乗車し、パトロールを実施する。なお、各車両に1台のタブレットを搭載している。

原則昼間（8：00～17：00）に撮影を完了させるものとし、交通規制等は行わない。

第3章 その他

第5条 成果品

成果品は下記の通りとし、とりまとめにあたっては監督員と協議するものとする。

(1) 成果品のデータ形式は以下のとおりとする。

- ① 提出するコンテンツデータは、いずれも汎用性の高いデータ形式とする。
- ② データ形式については、受託決定後に受託事業者と協議の上、その詳細を決定するものとする。

(2) 次の成果品を納品するものとする。

① 報告書電子データ

本業務の結果や傾向を分かりやすくまとめ、年1回、3月末日までに提出すること。

第6条 ウィルス対策

受注者は電子納品時にのみならず、調査職員と業務に関する事項について電子データを提出する際には、ウィルス対策を実施した上で提出しなければならない。また、ウィルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければならな

い。

第7条 諸法規の遵守

1. 受注者は、調査履行にあたり、諸法規を遵守し調査の円滑な実施を図るとともに、諸法規の運営適用は受注者の負担と責任において行わなければならない。
2. 撮影機材の設置は、道路運送車両の保安基準第39条を遵守すること。

第8条 交通安全管理

1. 本業務の履行にあたっては交通状況を十分に把握し、事故はもとより第三者に危害を及ぼさないよう万全の措置を講じなければならない。
2. 本業務に起因して第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任において措置するものとする。

第9条 他システムとの連携

(1) 共通

群馬県で利用する他のシステムと連携が可能であること。詳細は、契約後協議の上、決定する。

(2) 連携の条件

- ① 早期反映
- ② AIで検知した損傷の情報（損傷の種別、位置情報等）の連携

(3) その他

連携するための費用は本業務には含まない。

第10条 点検機能要件

(1) 共通

- ① 一般的な走行速度でデータ収集を行えること。また交通規制や路面上へのマーキングが不要であること。
- ② 国土交通省が公表している「点検支援技術性能カタログ【道路巡回編（ポットホール、区画線、建築限界、標識隠れ）】」に掲載された技術であること。

(2) 道路損傷の検知

- ① 検知した結果を現場で容易に確認ができること。
- ② ポットホールの検出ができること。